定員管理適正化計画の見直しについて

総　務　部

１　策定の趣旨

本市では、平成８年度に５か年の定員管理適正化計画（以下「適正化計画」という。）を策定した後、５次にわたる適正化計画を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、再任用・任期付職員制度の導入などにより、事務処理負担の軽減や合理化を図りながら、定員管理の適正化に取り組んできた。

今回、適正化計画を見直すにあたり、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立や人口減少対策、子育て･教育環境の充実等の重点施策を着実に進めるとともに、「変革」と「創造」に挑みつづける職場環境を醸成するため、再任用職員や任期付職員、会計年度任用職員の柔軟な活用を図り、事務処理負担の軽減合理化を図りつつ、職員の健康に留意し、職員定数の適正化に取り組む。

２　前回適正化計画期間中の主な取組み

- 平成３１年の学校給食共同調理場の稼働開始により、南子安、坂田、平山の３調理場を廃止し、新たな調理場での調理業務及び配送を民間委託とした。
- 平成１７年度から２２年度においては、国主導による集中改革プランにより民間委託等の推進による職員数の抑制が求められ、全国的に職員の減員が進んだが、急激な減員により職員の疲弊が問題となり、本市においても同様な状況にあったことから、適正化計画に沿った増員を図った。
- 職員の若年化に伴い、育児休業者の増加が顕著となったことから、育児休業者等の長期に業務から離れる職員を定数から除外する規定を職員定数条例に盛り込み、育休任期付職員制度を令和元年度より導入し、長期に業務を離れる職員の代替を任期付職員とすることで、職員の負担軽減のための環境を整えた。

３　計画期間

計画期間は、新型コロナウイルス感染症対策や保育園の民営化、経営改革の推進などが見込まれるため、令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３か年とする。

なお、期間中に社会情勢の著しい変化や人事制度の大きな変更があった場合には、必要に応じて計画を見直すこととする。

４　計画期間中に想定される主な取り組み

(1)　次期総合計画の策定及び推進
(2)　新型コロナウイルス感染症対策
(3)　真に災害に強いまちづくりの推進
(4)　ＤＸの推進
(5)　ファシリティマネジメントの推進
(6)　ごみ処理方法の見直し
(7)　保育環境整備計画の推進

５　計画数値の目標

前回適正化計画までの目標職員数は、育児休業等の定数から除外する職員を含めた人数としていたが、本適正化計画からは、職員定数条例の考え方に合わせ、実際に業務にあたる職員の人数を目標職員数とする。

【目標職員数】

（各年４月１日現在）　　　　　　（単位：人）

年　　次	R3	R4	R5	
総職員数（A）	966	966	966	※　育児休業等で長期に業務を離れる職員も含んだ職員数
定数から除外する職員数（B）	36	36	36	※　H30からR2の平均を想定数とする
目標職員数（A-B）	930	930	930	※　実際に業務にあたる職員数

【前回適正化計画の目標職員数】（単位：人）

年　　次	H30	H31	R2
目標職員数	930	930	930
総職員数（A）	913	938	956
定数から除外する職員数（B）	33	38	37
業務にあたる職員数（A-B）	880	900	919